

災害発生時における遺体の搬送に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）及び社団法人岡山県トラック協会霊柩部会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害発生時の遺体の搬送等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃災害その他の災害又は大規模な事故の発生時において、甲から乙に対して行う遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供等の要請に関し、必要な事項を定める。

（遺体の搬送等に関する要請等）

第2条 甲は、市町村からの要請等により遺体の搬送等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する事由

（2）要請する車両数

（3）履行の期日及び場所

（4）その他参考となる事項

2 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、遺体の搬送等を行わなければならない。

3 甲は、乙の行う遺体搬送に使用する業務用自動車に対して、円滑な搬送に必要な措置が講じられるよう努めなければならない。

（報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により遺体の搬送等を行った場合には、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書（様式第2号）により報告するものとする。

（1）遺体を搬送した車両台数

（2）履行の期日及び場所

（3）その他

（経費の負担）

第4条 甲は、遺体搬送等に要した費用を負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙は、供給した事業用自動車が事故その他の理由により搬送を中断

したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して搬送を継続しなければならない。

2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(災害補償)

第6条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したところ、その責めに帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 応援に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額
(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県総務部危機管理課長、乙においては社団法人岡山県トラック協会霊柩部会部会長とする。
(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

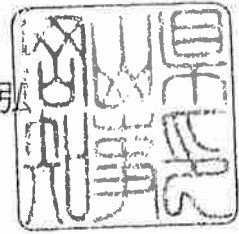
(有効期間)

第9条 この協定は、平成18年4月4日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自1通を保有する。

平成18年4月4日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 石井正弘



乙 岡山市青江一丁目2番3号
社団法人岡山県下会霊枢部会
部会長 貞光弘

